

**新統合病院整備に係る環境影響評価事前配慮書作成等業務
(新統合病院基本設計基礎調査業務(その2))仕様書**

I. 業務概要

1. 業務名

新統合病院整備に係る環境影響評価事前配慮書作成等業務(新統合病院基本設計基礎調査業務(その2))

2. 目的

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新統合病院(以下、「新統合病院」という。)を整備するにあたり、神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月1日条例第29号)に基づく事前配慮手続き及び第2類事業判定手続きに関する支援を受けることにより、円滑に新統合病院の整備を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日(月)までとする。

4. 整備予定エリア

①整備予定エリア

神戸市北区長尾町宅原地内(別添のとおり)

②敷地面積

約75,000㎡

③都市計画等

市街化調整区域(60%/100%)、農振農用地

④建築計画概要(予定)

建築面積:10,000㎡程度

延床面積:40,000~45,000㎡程度

病床数:400~450床

構造:免震構造

駐車場:1,000台以上

その他:駐輪場、院内保育所を想定

II. 業務内容

1. 業務実施計画の作成

業務実施に先立ち、業務の手順及び遂行に必要な事項を定めた業務計画書を作成する。

2. 事前配慮書手続き業務

(1) 事前配慮書の作成

①事業特性の把握

本市が示す新統合病院の整備概要を踏まえ、当該整備事業の種類、規模、区域の位置及び施設

の配置等の特性について整理する。

②地域特性の把握

ア. 地域特性の把握に係る調査項目

地域特性を把握するため、自然概況、社会概況、環境の概況を調査項目とする。

イ. 調査方法

原則として既存資料の収集、解析により行うこととする。ただし、既存資料による収集、解析に必要な情報が十分に入手できない場合は、専門家等への聞き取り調査を行う。

③複数案設定

事業特性と地域特性を考慮し、複数の事業計画案を設定する。また、それぞれの事業計画案の特長や複数の事業計画案の相互比較について、表などを用いて簡潔に整理する。

事前配慮の検討にあたっては、複数の事業計画案を立案することを基本とし、やむを得ず単一の事業計画案となる場合は、その理由を整理する。

④事前配慮事項の検討

適切な環境配慮を事業計画の中に取り入れることを目的として、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成 25 年）に別表 2 の記載事項に基づき、早期段階において事業計画に取り入れる事項、事業計画の熟度に応じて検討していく事項、事業計画の内容・特性等から配慮できない事項に区分して整理する。

⑤事前配慮段階環境影響評価項目の検討

「神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル」（平成 26 年）に示された環境要素のうち、事業の実施に伴い環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価の事前配慮の中で予測・評価を行う必要があると考えられる項目（環境要素）を選定する。選定項目は、契約締結後、発注者と受託者との協議の上、決定する。

⑥調査・予測・評価の実施

上記で選定した事前配慮段階環境影響評価項目について、既存資料等を用いて、当該環境要素の現況を整理する。事業特性と地域特性を考慮し環境保全上重要な環境要素について概略的な予測を実施する。環境の状態の変化又は環境への負荷の量については可能な限り定量的に把握することを基本とし定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行う。複数の事業計画案に関する予測結果は環境要素ごとに表に整理して示すなどにより相互比較を行う。

また、現況評価結果とも対比しながら各事業計画案を比較検討し各案の長所・短所を明確にしたうえで事前配慮上の課題を抽出し十分な環境配慮がなされているかどうか検討する。

事前配慮上の課題については不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響などについても検討する。併せて当該第 2 類事業について、実施計画書から評価書に至る手続を自主的に実施するかどうかの見解を整理する。

⑦事前配慮書作成

上記を取りまとめ、事前配慮書（案）及びその記載内容を要約した要約書（案）を作成する。
なお、事前配慮書（案）は、神戸市環境影響評価等技術指針に基づき、神戸市担当課と協議、調整の上作成する。

⑧公告・縦覧支援

作成した計画段階の事前配慮書を公告・縦覧するための手続きに関する支援を行う。

⑨住民説明会支援

住民説明会における事前配慮書説明用資料（想定問答資料を含む。）を作成する。また、住民説明会へ出席し、説明及び質疑応答支援を行う。

住民説明会終了後は、速やかに住民説明会の会議録を作成するとともに、質疑概要を作成し、住民説明会で出された意見に対する対応方針の検討を行う。住民説明会の回数は、2回を想定する。

（2）審査会支援

神戸市担当課との協議、調整を行ったうえで、審査会説明用資料（想定問答資料を含む。）を作成するとともに、審査会へ出席し、説明及び質疑応答支援を行う。

審査会終了後は、審査会の会議録を作成するとともに、質疑概要を作成し、審査会で出された意見に対する対応方針の検討を行う。

（3）事業者の見解書の作成

事前配慮書に対して出された市民意見などに対する事業者の見解を取りまとめる。

3. 第2類事業判定手続き業務

（1）環境影響評価判定願の作成

神戸市担当課と協議、調整のうえ、環境影響評価判定願（以下、「判定願」という。）及び判定願に必要な添付書類等を作成する。

（2）審査会支援

神戸市担当課との協議、調整を行ったうえで、審査会説明用資料（想定問答資料を含む。）を作成するとともに、審査会へ出席し、説明及び質疑応答支援を行う。

また、審査会の会議録を作成するとともに、質疑概要を作成し、審査会で出された意見に対する対応方針の検討を行う。審査会の回数は、1.（2）と合わせて3回を想定する。

4. 事後調査計画書の作成

第2類事業判定手続きの判定の結果、手続省略が認められた場合、神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年）に基づいて事後調査計画書を作成する。

Ⅲ. 打ち合わせ・会議等

受託者は、本業務を遂行するにあたり、適正かつ円滑な運営を行うため、本市と十分な打ち合わせ・会議等を行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者が全て会議録に記録し、相互に確認し、会議録を本市に提出するものとする。

なお、業務責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議するものとする。

Ⅳ. 成果品

成果品等については、下記のとおりとする。成果品の提出時期等については、発注者と受託者との協議による。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

①成果品の提出先

三田市総合政策部地域医療推進課 三田市けやき台3丁目1-1（三田市民病院7階）

②業務ごとの成果品

ア. 事前配慮書	A 4判ファイル綴り	2部
イ. 住民説明会及び審査会関係資料	A 4判ファイル綴り	2部
ウ. 第2類事業判定願	A 4判ファイル綴り	2部
エ. 事後調査計画書	A 4判ファイル綴り	2部
オ. ア～エのデータ等を収録した記録媒体（CD等）	2セット	

③著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとする。

Ⅴ. その他留意事項

①受託者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。

②本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受託者双方協議の上、定めるものとする。

③発注者が提供する情報・資料等について、発注者の許可なく第三者に流布することのないようにすること。

④受託者は、本業務遂行のために個人情報を取り扱う場合は、三田市個人情報保護法施行条例及び関係法令等を遵守しなければならない。

⑤業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。